

学 会 記 事

【2018年度事業報告】

<理事会>

○第157回理事会 2018年6月2日

於 愛知県立大学長久手キャンパス

- 1) 16名の入会、9名の退会を承認。
- 2) 若手支援制度への1名のから申請を承認。

○第158回理事会 2018年6月3日

於 愛知県立大学長久手キャンパス

- 1) 理事長より理事の業務分担案が報告され、承認。
- 2) 中部日本研究部会につき2名の運営委員の委嘱を決定。
- 3) 総会で承認された倫理綱領を次号の『研究年報』に掲載することを決定。
- 4) その後の持ち回り理事会にて、西日本研究部会2名、東日本研究部会1名、事務局1名の運営委員の委嘱を決定。

○第159回理事会 2018年10月7日

於 上智大学

- 1) 1名の入会、1名の退会を承認。
- 2) 日本・エクアドル外交関係樹立100周年記念国際シンポジウム『2016エクアドル地震』による被害文化財支援を考える」の開催に際し、本学会の名義（共催）を使用することを承認。同種の要望については、今後、書面による正式な依頼があるか、関連の資料などが提出されているかなどの点を考慮した上で、理事会で内容などを審議して対応を決めることを決定。
- 3) 『年報』39号に、筆頭著者は会員である共著論文の投稿を認める（メール配信とウェブサイトで明示した上で）

ことを決定。

- 4) 台風21号および北海道胆振東部地震で被災した会員に対して、被災会員の申し出に応じて本年度または翌年度の会費免除措置を実施することを決定。
- 5) 国際化の方向性について検討するための特別小委員会の設置を決定。
- 6) 学会創設40周年にあたっての記念事業として学会賞を制定するための検討小委員会の設置を決定。

○第160回理事会 2019年1月27日

於 上智大学

- 1) 3名の入会、1名の退会を承認し、3年以上の会費滞納（連絡なし）会員16名を退会扱いとすることを決定。
- 2) 東日本研究部会の運営委員の交代（2019年4月1日より新委員）を承認。
- 3) 第39回定期大会より、非会員の参加希望者に対して、大会当日までの入会承認と会費の納入を要請すること、海外の会員については、支払いは大会当日でも構わないものとすることを決定。
- 4) 入会手続きについて、大会実行委員や研究部会担当理事等から事務局に希望がある場合に限って、理事会でのメール審議を通じて入会を承認することを決定。
- 5) 理事選挙施行細則の一部改訂を決定。
- 6) 若手支援制度への2名からの申請を承認。

<第39回定期大会>

2018年6月2日、6月3日

於 愛知県立大学長久手キャンパス

○総会（出席者53名、委任状176通）

- 1) 2017年度事業報告の承認
- 2) 「日本ラテンアメリカ学会倫理綱領

(案)」の承認

- 3) 2017 年度会計決算報告の承認
- 4) 理事選挙結果の承認
- 5) 次期理事長・理事選考委員会による次期理事長候補選出、補充理事候補選出の承認
- 6) 2018 年度事業計画の承認
- 7) 2018 年度予算案の承認

○記念講演 “Aztec Imaginaries Contrasting Views of Mesoamerica’s Central Places”

David Carrasco (Harvard University)

○研究発表

分科会 1 ブラジル・日系社会

司会：光安アパレシダ光江（浜松学院大学）

- ・長村裕佳子（上智大学大学院）
「ブラジル軍事政権における日系政治家のポジショナリティとキャリア戦略」
討論者：子安昭子（上智大学）
- ・吉村竜（首都大学東京大学院）
「『日系コロニア』のブラジル社会への対応—ブラジル南東部・ピラール文協の定款改訂をめぐる意見対立の事例から」
討論者：光安アパレシダ光江（浜松学院大学）

- ・Facundo Garasino（大阪大学大学院）
「ブラジル・アマゾンにおける日本の開拓移民と settler colonialism: アマゾン産産業研究所を中心に」
討論者：山田政信（天理大学）
- ・塚本美穂
「日墨における交流—北川民次とメキシコ」
討論者：田中敬一（愛知県立大学）

分科会 2 開発・政策・法

司会：宮地隆廣（東京大学）

- ・松田葉月デボラ（東京大学大学院）
“Manejo de la Pesca Continental en la Argentina: Implicaciones del Desarrollo desde

una Perspectiva Institucional”

討論者：藤掛洋子（横浜国立大学）

- ・生月亘（関西外国語大学）
「エクアドルの先住民による「現代アンデス文化」の生成と活用の考察：先住民教育による「Interculturalidad」の実践と「先住民文化」の「標準化」の課題」
討論者：宮地隆廣（東京大学）
- ・小林致広（同志社大学）
「メキシコにおける先住民行政区自治の可能性」
討論者：額田有美（大阪大学）
- ・Ruben Enrique Rodríguez Samudio（北海道大学）
「比較法における違憲審査権」
討論者：前田美千代（慶應義塾大学）

分科会 3 先住民社会

司会：小林致広（同志社大学）

- ・鳥塚あゆち（青山学院大学）
「先住民共同体における牧草地の分割と境界の認識—ペルー南部高地牧民共同体の事例から」
討論者：井上幸孝（専修大学）
- ・山本尋（東京大学）
「フォークロアを越えて—ボリビアにおける「ティンク」の承認運動をめぐる民族誌的考察」
討論者：福田大治（茨城大学）
- ・村川淳（京都大学）
「南米ペルー・ティティカカ湖における浮島観光と住民の窮状—マイクロクレジットの普及を見据えつつ」
討論者：村上勇介（京都大学）
- ・柴田修子（同志社大学）
「サバティスタコミュニケにみるフレーミング」
討論者：小林致広（同志社大学）

分科会 4 歴史

司会: 桜井三枝子 (京都外国語大学)

・川田玲子 (滋賀大学)

「メキシコ・クエルナバカ大聖堂内壁画『長崎 26 聖人殉教図』: 発見から修復・題名決定に至るまでの過程」

討論者: 桜井三枝子 (京都外国語大学)

・Diego Téllez Alarcia (Universidad de La Rioja)

“España y Sudáfrica: el Cabo de Buena Esperanza en la estrategia imperial hispana (1765-1807)”

討論者: 立岩礼子 (京都外国語大学)

分科会 5 カリブ地域の政治と国際関係

司会: 松本八重子 (亜細亜大学)

・森口舞 (大阪経済法科大学)

「21 世紀におけるキューバ・英語圏カリブ諸国関係の変遷とその背景」

討論者: 山岡加奈子 (アジア経済研究所)

・鈴木美香 (前在トリニダード・トバゴ日本国大使館専門調査員・国士舘大学)

「トリニダード・トバゴの外国人労働者—キューバ及びフィリピンからの医療人材受け入れを中心に」

討論者: 小池康弘 (愛知県立大学)

・園田節子 (兵庫県立大学)

「カリブ海地域中国系コミュニティ空間の発展と変容: 『帝国』イギリスと中国国民党越境政治がつくる重層性 (1930~1960 年代)」

討論者: 松本八重子 (亜細亜大学)

分科会 6 宗教・芸術・シンボリズム

司会: 河邊真次 (愛知県立大学)

・大平秀一 (東海大学)

「アンデス先住民の語りにおける「太陽」: ワロチリ文書を中心に」

討論者: 岡本年正 (慶應義塾大学)

・牧野翔 (東京藝術大学大学院)

「ボリビア都市音楽の再創造: 20 世紀前半の上演型都市音楽の、20 世紀後半における参与型実践による草の根復興活動」

討論者: 福田大治 (茨城大学)

・岡本年正 (慶應義塾大学)

「Susto からみる現代アンデス世界の信仰—クスコ都市部の susto における魂の認識のありかたより」

討論者: 上原なつき (名桜大学)

・千葉裕太 (愛知県立大学)

「テオティワカンにおける黒曜石選好性の推移—墓内副葬品分析を中心に—」

討論者: 大平秀一 (東海大学)

分科会 7 文学

司会: 田中敬一 (愛知県立大学)

・駒井睦子 (清泉女子大学)

「デルミラ・アグスティニーニの初期作品をフェミニズム・ジェンダー批評の視点から読む」

討論者: 齊藤文子 (東京大学)

・洲崎圭子 (お茶の水女子大学)

「メキシコの男性作家の小説に描かれた〈独身女性〉の表象—カルロス・フェンテスとセルヒオ・ガリンドの短編を中心に—」

討論者: 石井登 (小樽商科大学)

・Manuel Azuaje-Alamo (Harvard University, PhD. Program)

「翻訳と創作のネットワーク—アルゼンチンの文芸誌『南』(Sur) の日本文学特集号を中心に」

討論者: 林みどり (立教大学)

・Nina Hasegawa (上智大学)

“Los impresos religiosos de Vanegas Arroyo: las hojas dedicadas a los santuarios de la zona otomi-tlaxcalteca”

討論者：田中敬一（愛知県立大学）

分科会 8 米州関係と平和構築

司会：受田宏之（東京大学）

・Martha Irene Andrade Parra（同志社大学大学院）

“Los migrantes mexicanos “legales” en los Estados Unidos: Los programas de visado temporal y sus desafíos”

討論者：渡辺暁（山梨大学）

・江原裕美（帝京大学）

「『進歩のための同盟』におけるラテンアメリカ諸国の関与」

討論者：上村直樹（南山大学）

・河内久実子（横浜国立大学）

「冷戦下における米国平和部隊（ピースコー）のボリビア撤退に関する事例研究」

討論者：上村直樹（南山大学）

・Andrés Mora Vera（前・名古屋大学大学院）

“Colombia, el país de la paz, ¿Colombia, el país de la paz? El análisis del proceso paz”

討論者：野内遊（名古屋大学）

パネル A メキシコ先住民のコスモロジー（とその儀礼）の起源、具現化、変容と未来

責任者：杉山三郎（愛知県立大学・アリゾナ州立大学）

報告者：井関睦美（明治大学）

井上幸孝（専修大学）

谷口智子（愛知県立大学）

河邊真次（愛知県立大学）

討論者：David Carrasco（Harvard University）

パネル B 中南米における伝統芸品の資源化に関する研究

責任者：藤掛洋子（横浜国立大学）

報告者：本谷裕子（慶應義塾大学）

八木百合子（国立民族学博物館）

討論者：小林貴徳（関西外国語大学）

パネル C フィールドに向き合う調査者—〈パブリック〉と〈アカデミック〉のはざままで

責任者：小林貴徳（関西外国語大学）

報告者：村野正景（京都文化博物館）

Daniel Saucedo Segami（立命館大学）

討論者：関雄二（国立民族学博物館）

パネル D 日墨関係の 130 年

責任者：浅香幸枝（南山大学）

報告者：Francis Peddie（名古屋大学）

Carlos Uscanga（Universidad Nacional Autónoma de México）

Melba Falck Reyes（Universidad de Guadalajara）

討論者：柳沼孝一郎（神田外語大学）

パネル E メキシコ自動車産業の現状と課題、未来への挑戦と日本の協力

責任者：水野真鈴（国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部）

報告者：星野妙子（前アジア経済研究所上
席主任研究員）

岡部拓（Universidad de Guadalajara）

討論者：Melba Falck Reyes（Universidad de Guadalajara）

文書によるコメント：細野昭雄（国際協力機構（JICA））

パネル F 南米における競争的権威主義体制の長期化

責任者：坂口安紀（アジア経済研究所）

報告者：出岡直也（慶應義塾大学）

岡田勇（名古屋大学）

新木秀和（神奈川大学）

討論者：遅野井茂雄（筑波大学）

○シンポジウム「2018 年「選挙の年」以降のラテンアメリカの展望 Las perspectivas de América Latina después de las elecciones del 2018」

コーディネーター：村上勇介（京都大学）
 報告者：舩方周一郎（神戸外国語大学）
 安井伸（慶應義塾大学）
 Jesús Rodríguez (Universidad Autónoma de Ciudad Juárez, メキシコ政治学会 AMECIP 会長)
 幡谷則子（上智大学）
 山岡加奈子（ジェトロ・アジア経済研究所）

民共同体の事例からみる「先住民共同体」—この事例は「例外」なのか—

大貫良史（法政大学）「アシエンダは悪か、歴史の虚像か—アシエンダの『実像』を再考する—」

討論者：鈴木茂（東京外国語大学）

○ 2019年3月23日

於 東京女子大学

<研究部会>

「東日本研究部会」

○ 2018年4月14日

於 東京外国語大学本郷サテライト

1. 特別企画講演：「ラテンアメリカ農業の成長と課題」

司会：内山直子（東京外国語大学）
 ・カルロス・マヤ（グアダラハラ大学）
 “Globalización y competencia: Sinaloa y la diversificación de los mercados hortícolas de exportación”

・清水達也（アジア経済研究所）「ブラジル中西部における穀類生産の拡大と経営の成長」

討論者：小池洋一（立命館大学）

2. 郷澤圭介（東京外国語大学）「共同体にとつての戦争の意味」

討論者：井関睦美（明治大学）

3. Ruben E. Rodríguez Samudio（北海道大学）「ラテンアメリカにおける比較法・外国法」

討論者：前田美千代（慶應義塾大学）

○ 2018年11月10日

於 青山学院大学青山キャンパス
 「先住民共同体とアシエンダ—既存のイメージから考える—」

報告者：鳥塚あゆち（青山学院大学）「牧

1. 林瑞穂（農林水産省農林水産政策研究所）「ブラジル農業金融の特質について —米国農業金融との比較に基づく試論—」

2. 林みどり（立教大学）「記憶ミュージアムの「語り」の構造」

3. 塚本美穂（東京経済大学大学院）「メンチュウ作品とアルバレス作品における証言」

4. 五木田まきは（東京文化財研究所／金沢大学大学院）「マヤ地域における文化遺産の持続的活用と地域コミュニティ」

討論者：長谷川悦夫（埼玉大学）

5. 笛田千容（東京女子大学）「メキシコ国営石油会社における労働協約の変遷（2005～2017年）」

討論者：豊田紳（慶應義塾大学・日本学術振興会特別研究員 PD）

「中部日本研究部会」

○ 2018年4月7日

於 中部大学名古屋キャンパス

1. 杉山知子（愛知学院大学）「アメリカのヘゲモニー？：冷戦期アメリカのアカデミズムとチリ」

討論者：田中高（中部大学）

2. 谷口智子（愛知県立大学）「リマの異端審問」

討論者：河邊真次（愛知県立大学）

3. 田中高（中部大学）「話題提供 新刊書紹介」

○ 2018年12月23日

於 愛知県立大学サテライトキャンパス

1. 丹羽悦子（南山大学大学院研修生）「テチナンティトラ壁画「羽毛の生えたヘビと花咲く木」の植物図像解釈—「4方位に花卉を開く花」に読みとるコスモビジョンとは—」

討論者：岩崎賢（南山大学）

2. 遠藤健太（南山大学）「アルゼンチンの人種問題をめぐる近年の動向—「多文化主義」時代の国勢調査を分析する—」

討論者：小池康弘（愛知県立大学）

○ 2019年4月14日

於 南山大学

1. 杉山知子（愛知学院大学）「ラテンアメリカの移行期正義・ポスト移行期とグローバルな動き」

討論者：二村久則（名古屋大学名誉教授）

2. 谷口智子（愛知県立大学）「日本とペルーにおけるタキ・オンコイ研究の最新潮流—水銀中毒問題—」

討論者：河邊真次（愛知県立大学非常勤講師）

「西日本研究部会」

○ 2018年11月11日

於 ベーコンラボ京都

1. 小林致広（神戸市外国語大学・京都大学名誉教授）「〈慣わしと慣習〉による先住民行政区選挙—2018年メキシコの事例から」

討論者：額田有美（大阪大学 CO デザインセンター招聘研究員）

2. 井堂彰人（上智大学大学院博士課程単位取得）「ユカタン半島における先住民組織化と社会運動の起こり：2018年フィールドワーク調査から」

討論者：桜井三枝子（京都外国語大学ラテンアメリカ研究所客員研究員）

○ 2019年2月22日

於 京都外国語大学サテライト教室

1. 飯島力（九州大学大学院）「ラティーノ壁画によるアイデンティティの表出とその商品化—サンフランシスコ市ミッション地区におけるジェントリフィケーションとラティーノ壁画家の声を事例に—」

討論者：藤塚吉浩（大阪市立大学）

2. 真鍋周三（兵庫県立大学名誉教授・京都外国語大学ラテンアメリカ研究所客員研究員）「植民地時代後半期ペルー・ワンカベリカ水銀鉱山の動向をめぐって—ブルボン改革との関係で—」

討論者：立岩礼子（京都外国語大学）

＜役員一覧表＞

理事長

新木秀和（神奈川大学）

理事

青木利夫（広島大学）

会報担当

安保寛尚（立命館大学）

2020年大会担当

石橋純（東京大学）

事務局担当

出岡直也（慶應義塾大学）

年報担当

井上大介（創価大学）

2019年大会担当

井上幸孝（専修大学）

大会企画担当

受田宏之（東京大学）

会報担当

牛田千鶴（南山大学）

中部日本研究部会担当

内田みどり（和歌山大学）

西日本研究部会担当

浦部浩之（獨協大学）

大会企画担当

岡田勇（名古屋大学）

ウェブサイト・ニュース配信担当

尾尻希和（東京女子大学）

東日本研究部会担当

子安昭子（上智大学）

会計担当

鈴木紀（国立民族学博物館）

年報担当

武田和久（明治大学）

東日本研究部会担当

立岩礼子（京都外国語大学）

西日本研究部会担当

谷洋之（上智大学）

会計担当

谷口智子（愛知県立大学）

中部日本研究部会担当

和田毅（東京大学）

学術会議・国際交流担当

監事

藤掛洋子（横浜国立大学）

本谷裕子（慶應義塾大学）

運営委員

事務局

宮地隆廣

東日本研究部会

鳥塚あゆち（2019年3月まで）

中野隆基（2019年4月から）

中部日本研究部会

遠藤健太、中川智彦

西日本研究部会

川本直美、吉野達也

第40回定期大会実行委員会

井上大介（委員長、創価大学）

井上幸孝（専修大学）

浦部浩之（獨協大学）

選挙管理委員会

江原裕美（委員長、帝京大学）

兒島峰（神奈川大学）

駒井睦子（清泉女子大学）

藤田護（慶應義塾大学）

矢澤達宏（上智大学）

山岡加奈子（ジェトロ・アジア経済研究所）

（以上 50 音順）

会 則 ・ 規 則

日本ラテンアメリカ学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、日本ラテンアメリカ学会 (英語名 Japan Association for Latin American Studies, 西語名 Asociación Japonesa de Estudios Latinoamericanos, 葡語名 Associação Japonesa de Estudos Latinoamericanos) と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の自然・人文・社会についての学術研究および調査の推進をはかり、日本におけるラテンアメリカ研究の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) ラテンアメリカおよびその関連地域の研究および調査。
- (二) 研究発表のための会合の開催。
- (三) 研究機関誌およびその他の刊行物の発行。
- (四) 内外の関係研究機関との学術交流。
- (五) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業。

第 4 条 (事務局)

本会は、事務局を理事会の提案に基づき総会の定める大学又はそ

の他の研究機関に置く。その設置期間は継続して 4 年を限度とする。但し、再設置を妨げない。

第 5 条 (委員会・部会)

本会は、その事業を遂行するために必要がある場合は、委員会・部会を置くことができる。

第 2 章 会 員

第 6 条 (種別)

(2012 年 6 月、2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

本会の会員は、次の通りとする。

- (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。
- (二) (削除)
- (三) 賛助会員 本会の目的および事業に賛同する法人・団体または個人で、理事会が入会を承認した者。
- (四) シニア会員 年齢 65 歳以上、かつ本学会の在籍年数が 20 年を超える会員で、理事会が承認した者。

第 7 条 (入会・種別変更)

(2014 年 6 月の総会にて一部改訂)

1. 正会員として入会を希望する者は、正会員 1 名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。
2. 賛助会員の入会手続きおよびシニア会員への種別変更手続きについては理事会が別に定める。

第8条 (機関誌の配布等)

会員は、本会の事業に参加し、機関誌など学会刊行物の配布を受ける。

第9条 (会費)

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

第9条の2 (休会)

(2014年6月の総会にて追加)

学籍を有する正会員が研究・教育上の必要により海外に滞在する場合は、理事会に休会を申請することができる。理事会によって休会が認められた会員は、会費の納入が免除されると同時に、学会の刊行物への投稿を例外として、会員としての権利を停止される。

第10条 (退会)

会員で退会を希望する者は書面により、理由を付して本会に提出しなければならない。

第11条 (除名)

理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。

第12条 (役員)

(1994年6月、2007年6月、2015年5月の総会にて一部改訂)

本会は、次の役員を置く。

- (一) 理事長1名
- (二) 理事20名以内
- (三) 監事2名

第13条 (役員を選出)

(1999年6月、2001年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. 理事長は、別に定める理事長・理事選出規則にしたがって、会員の投票で選出された次期理事の互選で選出する。
2. 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって会員のなかから次期理事長・理事選考委員会が選出する。
3. 監事は、前年度1月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。
4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

第14条 (役員任期)

(1994年6月、2014年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂)

役員任期は2年とする。

第15条 (役員職務)

(2007年6月の総会にて一部改訂)

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務

を執行する。

3. 理事長に故障がある場合、役員歴の最も長く、次いで年齢の高い理事が理事長の職務を代行する。
4. 理事会は、委員会および部会を設置する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

第16条（役員交代等）

（2000年6月、2015年5月の総会にて一部改訂）

1. 役員交代は、改選後最初の総会の終了時とする。
2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、必要と認めた場合は理事長・理事選出規則にしたがってこれを補充する。
3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。
4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 選挙管理委員会および理事会によって補充された役員は、総会の承認を経ずしてその職務に就くことができる。ただし、任期終了までに総会が開催される場合には、残存する任期について総会の承認を得なければならない。

第17条（顧問）

（2007年6月の総会にて一部改訂）

削除

第3章 会 議

第18条（役員招集等）

1. 理事会は年2回以上、総会は年1回以上、理事長がこれを招集する。
2. 理事の3分の1以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

第19条（総会招集）

（2015年5月の総会にて一部改訂）

1. 通常総会は、年1回、理事長がこれを招集する。
2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。
 - (一) 理事長が必要と認めた場合。
 - (二) 正会員およびシニア会員の5分の1以上から議題を示して請求があった場合。
3. 総会の議長は会員の互選による。

第19条の2（総会の議決権）

（2015年5月の総会にて追加）

総会の議決権は、正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。

第20条（総会の議決事項）

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一) 事業計画および収支予算。
- (二) 事業報告および収支決算。
- (三) 監事の監査。
- (四) その他、理事会が必要と認め

た事項。

第21条 (定足数)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 理事会は、理事の2分の1以上、総会は正会員およびシニア会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第26条に定めるほかは、議決権を有する出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

第22条 (議事録)

すべての会議は、議事録を作成し、理事長がこれを保管する。総会および理事会の議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

第4章 資産および会計

第23条 (資産)

本会の運営ならびに事業は、次の資産によって行うものとする。

- (一) 会費。
- (二) 事業に伴う収入。
- (三) その他の収入。

第24条 (事業および会計)

理事会は、前年度の事業報告とともに収支決算を作成し、総会の承認を求めるものとする。但し、

収支決算については、監事の監査を受けなければならない。

第25条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5章 会則の変更

第26条 (会則の変更)

1. この会則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。
2. 会則の変更議決を予定する理事会および総会の招集通知にはその旨が記載されなければならない。

付 則

1. 本学会の会費は、下記の通りに定める。

(2000年6月、2012年6月、2014年6月の総会にて一部改訂)
正会員 年額7千円(但し、正会員が学籍を有する場合には年額5千円とする)

賛助会員 年額1口3万円とし、1口以上。

シニア会員 年額3千円

2. 会費の改訂は、理事会の提案に基づき総会が定める。
3. 運営委員は、理事長が正会員の中から任命する。運営委員は、理事会を補佐する。

日本ラテンアメリカ学会

理事長・理事選出規則

(2015年5月の総会にて名称を変更)

第1条 (目的)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、理事長および理事の選出について規定するものである。

第1条の2 (理事の選出方法)

(2015年5月の総会にて追加)

理事のうち15名は理事選挙により、その他の理事は次期理事長・理事選考委員会により選出する。

第2条 (選挙管理委員会)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 選挙管理委員会は、理事選挙の事務を管理・運営し、当選者を確定する。
2. 委員会は、理事長から委嘱された正会員5名以上、7名以下をもって構成する。

第3条 (選挙権および被選挙権)

(1999年6月、2007年6月、2014年6月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。
2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし連続2期理事を経験し

た者は、次の2期理事選挙の被選挙権が停止される。また休会中の正会員は被選挙権を有しない。

第4条 (選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月、2015年5月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. (削除)
2. 投票の秘密は保証されなければならない。
3. 選挙権を有する会員は、6名以下の被選挙権者に票を投じることができる。

4. 次の各号の場合、投票は無効とする。

- (一) 投票の秘密を妨げる行為があった場合。
- (二) 6名を超える被選挙者に票を投じた場合。

その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。

5. 得票数に基づいて15名の理事と次点候補者を選出する。得票数が同じであるときには、入会日付、次いで年齢によって順位を決める。
6. (削除)
7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。

第4条の2 (次期理事長・理事選考委員会)

(2015年5月、2016年6月の総会にて追加)

1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。
2. 理事長は理事選挙の当選者確定後、すみやかに次期理事長・理事選考委員会を招集しなければならない。
3. 理事長は、次期理事長・理事選考委員会の議長を務める。議長は議決に参加することができない。ただし理事長が理事選挙の当選者である場合にはこの限りではない。
4. 次期理事長・理事選考委員会は、互選によって次期理事長を選出する。
5. 次期理事長・理事選考委員会は、正会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする。理事選挙による当選者の中に東日本(新潟、群馬、山梨、神奈川以東)、中部日本(長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重)、西日本(福井、滋賀、奈良、和歌山以西)の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理

事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。

第4条の3 (理事の補充)

(2015年5月の総会にて追加)

1. 理事選挙で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、選挙管理委員会が次点候補者を繰り上げて当選させるものとする。
2. 次期理事長・理事選考委員会で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、理事会が正会員の中から補充の理事を選出する。

第5条 (施行規則)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

理事の選挙についての細則は、選挙管理委員会が定める。

第6条 (規則の変更)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の決議によらなければ、変更することができない。

日本ラテンアメリカ学会 倫理綱領

(2018年6月2日制定)

(趣旨)

日本ラテンアメリカ学会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の研究、調査、教育、国際交流、および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則として、ここに「日本ラテンアメリカ学会倫理綱領」を定める。会員は本綱領を尊重し、遵守するものとする。

第1条 (公正と信頼の確保)

会員は、自らの活動にあたって、公正と信頼の確保に努めなければならない。

第2条 (法令の遵守)

会員は、自らの活動にあたって、法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

第3条 (プライバシーの保護と人権の尊重、説明責任)

会員は、自らの活動にあたって、プライバシーを保護し、また人権を尊重しなければならない。とくにフィールドにおける調査やアンケート調査などを行うにあたっては、調査対象となる人々や諸団

体に対して十分な説明責任を果たすとともに、けっしてプライバシーや人権を侵害してはならない。

第4条 (研究倫理の遵守)

会員は、剽窃や盗用、著作権の侵害、データの捏造や改竄など、研究倫理に反する行為をしてはならない。

第5条 (研究資金の適正な使用)

会員は、研究資金を適正に使用しなければならない。

第6条 (研究成果の社会的還元)

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表と社会的還元を努めなければならない。

第7条 (差別の禁止)

会員は、思想信条、性別、年齢、出自や民族的背景、心身の状態、家族状況などによる差別を行ってはならない。

第8条 (ハラスメントの禁止)

会員は、ハラスメントにあたるあらゆる行為をしてはならない。

第9条 (綱領の制定と改正)

本綱領の制定や改正は、総会における承認によって行う。